

金沢製菓調理専門学校 学則(抜粋)

第4章 入学・休学・復学・退学・卒業及び賞罰

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする。

高等学校卒業見込みの者及びこれと同等以上の学力があると認められた者。

第12条 本校の入学時期は毎年4月とする。

なお、転入学、編入学は認めない。

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

(1)本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、別に定める入学検定料を添えて、指定期日迄に出願しなければならない。

(2)前号の手続を終了した者に対して校長は入学試験を行い、入学者を決定する。

(3)本校に入学を許可された者は、入学許可の日から本校の定めた指定日迄に第19条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

第14条 学生が疾病により3ヶ月以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出し、校長の許可を受けなければならない。また、その他やむを得ない事由によって3ヶ月以上休学する場合は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。休学期間は最長1ヵ年とする。

2 前項の者が、復学しようとする場合は、届け出て校長の許可を受け復学する事ができる。

第15条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第16条 授業科目の成績評価は学年末において、各学期に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行い、6割以上の成績をもって合格とし、単位の修得を認める。ただし、出席時数が授業の3分の2に達していない者は、その科目について評価を受ける事ができない。

2 教育課程の修了は、前項の授業科目の成績評価に基づき性行も併せ、斟酌して認める。

3 やむを得ない事由により定期試験を欠席した者及び定期試験成績不良の者は、許可を得て追試験及び再試験を受験することができる。追試験及び再試験は指定された日時、場所で試験料を納めて受けなければならず、当該科目の成績評価は原則可以下とする。

4 製菓技術経営科の2年次への進級に際しては、養成施設の規定単位数を修得しなければならない。

第17条 校長は所定の全課程を修了したと認めた者には別紙第1号様式の卒業証書を授与しなければならない。

2 校長は必要に応じて別紙2号様式の修了証明書を交付する事ができる。

3 校長は製菓技術経営科を修了した者には別紙第3号様式の称号付与書により専門士(衛生専門課程)の称号を授与する事ができる。

4 製菓技術経営科(1年)を修了した者及び製菓衛生師科を卒業した者には製菓衛生師国家試験の受験資格を与える。

5 調理師科を卒業した者には、調理師免許を申請する資格を与える。

第18条 成績優秀にして他の模範となる者は、ほう賞する事ができる。

第19条 次の各号の一つに該当する者には、退学を命ずる事ができる。

(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)正当な理由がなく欠席が多い者

(4)学校の秩序を乱し、その他の学生としての本分に反した者

(5)授業料等を期限内に納めず、且つ再三の請求にも応じない者

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

進級・卒業の認定は、後期成績会議終了後別に行う。

(1)製菓技術経営科2年への進級に関して、製菓衛生師法の規定時間数(単位数)を履修修得していなければならない。

(2)校長は、所定の全課程を修了し、学校行事や特別活動などを総合考慮して必要な単位を修得したと認められた者には卒業証書を授与する。